

三重県中小企業振興条例（仮称）の制定に向けて

（三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会専門委員会における議論）

1 現状と今後の取組

これまで、三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会専門委員会（中小企業団体の代表者、有識者、公認会計士等の専門家で構成）を3回開催し、条例の理念と目的を中心に議論を行ってきました。引き続き、検討分科会専門委員会及び検討分科会での議論や、商工関係団体、中小企業経営者の皆様とも意見交換を行うなど議論を重ね、条例案の制定に向けた取組を進めていきたいと考えています。

条例の具体的な内容については、県議会での議論、また、県民の皆様にもパブリックコメントを実施した上で、策定を進めていきます。

2 三重県中小企業振興条例（仮称）につながるこれまでの意見

（条例全般について）

- ・ 県は、「中小企業にはこうあってほしい」という明確なビジョンを示すことが大切である。（「クリエイティブ・イノベーション」できる中小企業など）。
- ・ 県は、なぜ、中小企業を守る、支援するかを、県民にアピールすること。
- ・ 中小企業を支えてきた基盤産業を担っている企業が減少してきており、起業する意欲があっても、そこに基盤産業が存在しないことで、三重県では起業できない、あるいは県外へ流出していく可能性もある。これらをどう支援するかという視点も必要である。
- ・ 創業意欲のある企業者と基盤産業をうまく結びつけることができれば、競争力の向上につながる。そのためには、創業に対する支援が有効である。
- ・ 「クリエイティブ・イノベーション」は、三重の歴史・資源を背景にしながら、自信を持って地域のブランド力を作り上げること。その際、ものづくり産業、サービス産業、県内（地域）、国内あらゆる枠を超えて取り組むことが大切である。
- ・ 商店街など小規模事業者自身の変革を促し、「共生」していくことが大事であり、そのために共通のプロセスマネジメントが必要である。
- ・ 条例の理念として、「チャレンジする」、「意欲のある」企業を支援していくことも必要である。
- ・ 「創業支援」、「枠を超える」、「あらゆるイノベーションを歓迎する」など、三重県が日本を牽引していく（気持ちの）中で、三重県の歴史・資源を見直しながらイノベーションを起こしていくことが重要である。その際、時代の流れの中で減少する基盤産業をどのように支援し、活性化させるか考

えることが必要である。

- ・中小企業の振興に関しては、「モノ・ヒト・コト」が重要であり、中小企業が作ったもの（製品や仕組みなど）をブランド化に結び付けていく概念を明示し、中小企業の強みや良さの再認識につなげていくことが重要である。

（経営革新・支援制度について）

- ・潜在ポテンシャルがありながら何等かの制約があり、成長（挑戦）を阻害されている中小企業者をどのように支援するか、事業者がチャレンジできる仕組みが必要である。

（人材育成について）

- ・三重県は、日本の「ものづくり産業」を牽引している県であることを県民、中小企業者自身に自覚してもらい、それを継承していくための人材育成や大学など教育機関との連携が必要である。
- ・中小企業の経営者は、広い視野を持って物事を考える視点が重要であり、世界を見て、知ってもらうことが必要である。
- ・必要とする企業への人材の流動化を進めていくため、求職情報の把握、人材が流動できるネットワークづくりが必要である。
- ・サービス産業は、接客することが主体であり、多くは接客する人に委ねられていることから、優れた人材の育成・確保が生産性向上に結びつく。そのためには、人に対する支援が重要であり、「匠の技」だけに頼るのではなく、科学的手法を用いたプロセスマネジメントを構築し、全国初、世界で最先端のサービス産業に成長していくことをめざすことが重要である。
- ・三重県の伝統的産業の継承の重要性を考え、それらを担う人材の確保や育成に対しても支援するなど、三重県ですっと操業していく産業（企業）を守る必要がある。

（ものづくり産業の振興について）

- ・中小企業者が、自社の価値や強みを認識することで、めざす企業像の明確化につなげていくことが重要である。
- ・県内中小企業は、素晴らしい技術や製品に関する情報を発信していく力が弱いと感じる。例えば、大学や行政が触媒となり、同業種交流や同地域連携、異業種連携を進めていくことで、中小企業者が自らの強みに気づき、お互いの向上につながると考える。

(サービス産業の振興について)

- ・生産性の向上への取組が遅れているサービス産業においては、連携が重要であり、異業種等との連携や融合、ネットワークの構築など、ものづくり産業で、すでに取り組んでいることをバランスよく取り込んでいくことも必要である。

(小規模企業者について)

- ・条例では、小規模企業者に対して配慮するのではなく、小規模企業者が果たしている役割に光をあて、チャレンジできる環境整備をしていくこと。
- ・自らグローバルな企業をめざす(めざしている)中小企業者は心配ないが、海外にも出られないような、いわゆる10人未満くらいの小規模、零細の中小企業者をどうするか。それらの企業が抱える後継者問題、廃業などの課題にきめ細やかに応えることができる支援体制が必要である。

(県の役割などについて)

- ・県(行政)や大学等(教育機関や研究機関など)は触媒となって、人と人、企業と企業などをつなぐ役割を果たすこと。
- ・「中小企業者」と「小規模企業者」に分けて明示し、小規模事業者にしっかりと光をあてていることをはっきりさせること。

(産業集積について)

- ・地域の集積を活性化させるため、産業集積や商業集積の考え方を条文化すること。

(情報発信について)

- ・「情報発信」の仕組みについて、条文化すること。
- ・中小企業の経営者は、相対的に自社の強みや良さに気づいていない。それらを従業員、さらには県民にも発信していくこと。
- ・中小企業にはどのような情報が必要か、また、ネットワークを活用して、あるいは企業が共同でやるときに必要な情報発信とはどのようなものか検討することが重要である。
- ・中小企業が発信する情報をコーディネートするなど情報の受発信について、県としてどういう支援策が望ましいか検討することが重要である。